

平成30年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成30年6月8日（金）午後2時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志	2番 成島 誠
3番 大炊 三枝子	4番 中野 栄
5番 大井 栄一	6番 根本 博
7番 田村 星寿	8番 宮久保 勝
9番 三須 清一	10番 須藤 喜一郎

4. 出席事務局職員

局長	増田 浩四郎
次長	丸山 正晃
庶務係長	富塚 隆則
農地係長	鈴木 光一
農政課主任	須田 隆弘

5. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画（案）について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書について
- 報告第4号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）

三須清一会長 こんにちは。本日はお忙しい中、委員さん方には総会に出席いただきご苦勞さまで。

ただ今から平成 30 年第 6 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

10 番 須藤喜一郎委員

1 番 嶺岸勝志委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 5 号まで、合計 5 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。

議案第 2 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規の賃借権設定が 6 件、賃借権の再設定が 1 件の計 7 件です。

議案第 3 号は「農用地利用配分計画（案）について」です。

議案第 4 号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」です。

議案第 5 号は「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 30 年 6 月 8 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明いたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は 343m²です。JR〇〇〇駅の北約 1.2km、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇北側に位置しています。

申請理由は使用貸借権を設定し、調整区域の農地に専用住宅を建築しようとするものです。

土地を選定した理由は、市街化区域には土地の所有がないこと、将来の介護等を見据え、両親の自宅に近いこと、父親の土地なので土地代がかからないことからです。

建設費及びその他を合わせて〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円で、全額自己資金で対応するとしています。金融機関の残高証明で確認しています。

他法令については都市計画法 34 条が該当し、開発行為の相談をしているところです。事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第 1 号について調査結果を報告します。譲受人の代理人及び譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。

建物からの排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、汚水雑排水の処理を行い、U字溝へ接続放流します。また、雨水は宅地内自然浸透とし、一部道路側溝へ放流します。なお、隣接農地所有者の了解は得ているとのことでした。

以上、資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題も少ないことから、第 1 調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 1 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。

続いて、議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

なお、整理番号 4 は〇〇〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇〇〇委員には

農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成 30 年 6 月 8 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 12 ページからとなります。

整理番号 1 の賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の畑一筆、面積は 1,709m²です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇のお二人の方と〇〇〇〇の方です。賃借料は全面積に対して年額〇, 〇〇〇円で、期間は 3 年間です。

整理番号 2 の賃借権を設定する農地は〇〇〇〇字〇〇地先の田 3 筆、〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 3,472m²です。借受者は〇〇〇〇の今年度からの認定農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 3 の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は 1,724m²です。借受者は〇〇〇〇の今年度からの新規就農者で、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は全面積に対して年額〇万〇, 〇〇〇円で、期間は 3 年間です。

整理番号 4 の賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の田 3 筆、〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 5,210m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 5 から 7 まではすべて新規賃借権の設定で、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。いずれも借受期間は 10 年間です。

整理番号 5 の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、〇〇〇〇字〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 6,676m²です。貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kg です。

整理番号 6 の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇地先の田 4 筆、〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 9,613m²です。貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kg です。

整理番号 7 の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇〇地先の田二筆、〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 1 万 7,396m²です。貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 整理番号1の借受者の経営面積は借受地のみで、約 62.7 アールです。農業従事日数は本人が年間 343 日、妻が 340 日です。トラクター1台を始め、農業機械を保有しています。

整理番号2の借受者の経営面積は自作地のみで、約 1.64 ヘクタールです。今年度からの認定農業者で、農業従事日数は本人、妻共に年間 130 日です。トラクター3台を始め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号3の借受者は今年度からの新規就農者です。農政課に提出済みの青年等就農計画によると、農業従事日数は本人が年間 250 日、父が 200 日、母が 100 日です。

整理番号4の借受者の経営面積は借受地を含め、約 5.69 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 250 日です。トラクター2台を始め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号5から7までは借受者が農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会です。農用地利用配分計画（案）に基づき、権利設定するものです。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から7までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号の整理番号1から3まで、及び、5から7までに対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」の整理番号1から3まで、及び、5から7までを採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号1から3まで、及び、5から7までは原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第2号の整理番号4に対する質疑に入ります。

〇〇〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していた

できます。これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇〇委員、退室)

三須清一会長 議案第2号整理番号4に対する意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号4は原案どおり決定することとしました。

〇〇〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇〇〇委員が席に戻ったことを確認)

三須清一会長 続いて、議案第3号「農用地利用配分計画案について」を審議します。

なお、総会資料18ページについては〇〇〇委員が権利設定者となっております。〇〇〇委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の7ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用配分計画案について」。農用地利用配分計画案についてこの会の意見を求めます。提出日平成30年6月8日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定」により、市長から農業委員会に対して農用地利用配分計画案について意見を求められたものです。農地中間管理機構である千葉県園芸協会による〇〇ほかの田の貸付に係る計画案を作成するものです。

計画の詳細は農政課より説明します。

農政課須田隆弘主任 農政課の須田と申します。よろしくをお願いします。

私からは農用地利用配分計画について説明をさせていただきます。詳細は議案書の4ページから6ページで、権利設定を受ける者が千葉県園芸協会になっているものです。この

農用地利用集積計画のうち、千葉県園芸協会が貸し付けをする3件が農用地利用配分計画の対象となります。

中間管理事業で農地を借り受けるためには、当該担い手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資することと、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないことが条件となっております。今回の利用配分を受ける2経営体につきましては、これらの原則を満たしているものと考えられます。

では、それぞれの案件についてご説明をさせていただきます。議案資料の17ページから19ページをご覧ください。

まず1件目については利用権設定をする者、園芸協会から配分するもののうち、〇〇の担い手への配分になります。対象となる農地は〇〇の田一筆、〇〇〇〇の田一筆、〇〇の田6筆、〇〇〇の田一筆の合計9筆、約1.6ヘクタールです。当該担い手は従前より9筆すべてについて利用権設定において同農地の賃貸借契約を結んでおり、今回は利用権設定の更新の際に農地中間管理事業を活用して農地の賃貸借契約を行います。当該担い手は人・農地プランで〇〇〇〇、〇〇〇〇地区の担い手となっております。また、農地の所有者が引き続き当該担い手への貸し付けを強く希望しているものであります。

2件目は〇〇の担い手への配分です。対象となる農地は〇〇の田一筆、〇〇〇〇の田一筆、〇〇〇の田二筆、〇〇〇の田二筆の合計6筆、約1.7ヘクタールです。当該担い手は人・農地プランで〇〇〇〇、〇〇〇〇地区の担い手となっております。これも同様に当該農地の所有者がこの担い手への貸し付けを強く希望しているものとなります。

農政課からの説明は以上2件です。

三須清一会長 根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案資料18ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、〇〇の農業者に権利設定するものです。権利設定する土地は資料18ページの現況地目・田9筆、合計面積が1万6,289m²です。

続いて、議案資料19ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、〇〇の農業者に権利設定するものです。権利設定する土地は現況地目・田6筆、合計面積が1万7,396m²です。

第1調査会では貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの決定基準を満たしていることから本計画案は適当と判断し、全員一致をもって「付すべく意見はなし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号の議案資料18ページに対する質疑に入ります。

〇〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇委員、退室)

三須清一会長 ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第3号の議案資料18ページ「農用地利用配分計画案について」は「付すべく意見なし」と決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の資料18ページは原案どおり決定することとしました。

〇〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇〇委員が席に戻ったことを確認)

三須清一会長 続いて、議案第3号の議案資料19ページに対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第3号の議案資料19ページ「農用地利用配分計画案について」は「付すべく意見なし」と決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の資料19ページは原案どおり決定することといたしました。

続いて、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のと

おり柏税務署長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成30年6月8日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は20ページから28ページまでとなります。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることからこの適用農地の利用状況について柏税務署より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて地区担当委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 それでは、それぞれの地区担当の委員から順次報告をお願いします。

初めに、第1地区、成島誠委員からお願いします。

成島誠委員 議案資料20ページをご覧ください。

平成30年4月13日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇〇字〇〇〇地先の田ほか26筆、合計面積2万5,284m²、議案資料20ページから24ページについて現地確認を行いました。その結果、24ページ26番の〇〇〇地先を除いては自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認いたしました。

以上です。

三須清一会長 第2地区の嶺岸勝志委員から代表して報告をお願いします。

嶺岸勝志委員 それでは議案資料25ページをご覧ください。

平成30年4月13日及び16日に事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇〇字〇〇〇地先の田ほか4筆、合計面積9,602m²、議案資料25ページについて現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認いたしました。

実は現地確認の時の写真も撮っておりまして、整理して事務局のほうにはEメールで報告しているところです。

以上でございます。

三須清一会長 第3地区の宮久保勝委員から報告をお願いします。

宮久保勝委員 議案資料の26ページをご覧ください。

平成30年4月16日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇字〇〇地先の田ほか一筆、合計面積7,563m²、議案資料26ページについて現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 第3地区の中野栄委員から代表して報告をお願いします。

中野栄委員 議案資料の27ページをご覧ください。

平成30年4月16日、事務局職員と納税猶予の特例を受けている〇〇〇地先の田ほか一筆、合計面積4,021m²、議案資料27ページについて現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 第4地区は私から報告させていただきます。議案資料の28ページをご覧ください。

平成30年4月16日、事務局職員と納税猶予の特例を受けている〇〇〇字〇〇〇地先の田ほか二筆、合計面積2,286m²、議案資料28ページについて現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。

これより議案第4号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

大炊三枝子委員。

大炊三枝子委員 議案資料27ページですけれども、報告では自ら所有し、自ら農地として使用しているとありましたけれども、書面のほうではチェックされていないようですのでチェックされたほうがいいかと思います。丸が付いていないことですね。細かいことで申し訳ありませんけど。

事務局 これは完全におっしゃるとおりで、チェック漏れでございます。1の自ら所有し、自ら農地として使用しているということになります。よろしく願いいたします。すみませんでした。

三須清一会長 よろしいですか。

大炊三枝子委員 はい。

三須清一会長 よろしいですか。

(はいの返事)

ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を採決します。原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり報告することとしました。

続いて、議案第5号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページをお開きください。

議案第5号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」のこの会の意見を求めます。提出日平成30年6月8日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

この件については昨年の5月の総会でご説明をしておりますが、平成28年4月に施行された改正農業委員会法の第37条(情報の公表)で、農業委員会における事務の実施状況を毎年度インターネットその他の方法で公表することが義務付けられました。農業委員会法改正の背景にあった「農業委員会が行っている活動が農業者等になかなか見えていない」という反省の下、一定のルールに基づいて活動状況を公表して透明化を図ることとされたものです。

従前は農水省の通知によるものでしたが、平成28年度からは農業委員会法の中に明記されました。また、農地法第52条(情報の提供等)でも「農業委員会はその所掌事務を的確に行うために農地の保有及び利用の状況、賃借等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うこと」が義務付けられています。

この情報提供公表に当たっては農水省が通知で様式を示しています。毎年度の初めに目標及びその達成に向けた活動計画を決め、その実施した活動については年度の終了後に目標及びその達成に向けた活動の点検評価を行って、それをしっかり公表していくというものです。我孫子市の農業委員会でも法令に基づいて適切に情報の公表を行っていく必要が

あります。様式についても基本的にこの農水省の様式を運用していくことが適当と考えます。

「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」をお送りし、ご意見があれば6月7日までにお寄せいただくようお願いいたしました。なかなか要領を把握しづらいとは思いますが、特にいただいたご意見はありませんでしたので、案を基に数値の再チェックを行い、農政課の事務事業計画との調整を図った上で今回の議案とさせていただきます。

それでは、お手元の別紙、資料 1 の 1 をご覧ください。

まず「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」です。

1 の農業委員会の状況は平成 28 年度末時点の状況です。

1 の 1 では各表の米印の注釈に従い、数値を入れております。1 の 2 の農業委員会の現在の体制は、年度途中で切り替わった場合は新旧いずれも記載する様式となっておりますので、記載のとおり新旧双方の数値を入れていきます。

次に、2 の担い手への農地の利用集積・集約化です。

2 の 1 では現状と実績の数値を、2 の 3 と 4 では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、3 の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

3 の 1 では現状と実績の数値を、3 の 3 と 4 では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、4 の遊休農地の措置に関する評価です。

4 の 1 では現状と実績の数値を、4 の 3 と 4 では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

補足しますと、遊休農地の解消については新体制に移行した平成 29 年度当初に3年の任期期間に係る農地利用の適正化に関する指針で目標数値を決めましたが、単年度 0.5 ヘクタールの目標を超過達成しています。

次に、5 の違反転用への適正な対応です。これも4までと同様、5 の 1 では現状と実績の数値、5 の 3 と 4 では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

これも補足しますが、我孫子市の違反転用案件への対応は、現在新規違反への対応は機敏に行って速やかに是正するよう取り組んでおりますが、県から権限移譲される以前の古い違反案件を始めとした困難案件については十分な対応がなされてきておりません。

次に、6 の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。

6 の 1 では農地法 3 条に基づく許可事務についての実績を、6 の 2 では農地転用に関する事務についての実績を記入しています。農地転用に関する事務に関しては農水省の様式

では（意見を付して知事への送付）の案件を記入するようになっていますが、我孫子市は権限委譲を受けていますのでこのカッコ書きを（意見を付して知事への送付を含む）として作成しています。

なお、この6では標準処理期間について、3条許可に関しては申請書受理から30日、農地転用許可に関しては45日としてきましたが、受付から決定に至るサイクルが29年度から変更になったことと我孫子市が権限移譲市であること等を踏まえ、この際精査して期間を決める必要があるかと思われます。29年度からは3条許可も4条5条許可も毎月21日から25日までを受付期間としています。翌月の15日までには総会を開催し、農業会議に諮問する場合でも常設会議は16日までには開催されますので、それを受けて許可を行う場合でも申請受付から概ね1ヶ月以内には許可書の交付ができています。

以上を踏まえて、29年度からは我孫子市農業委員会の許可に係る事務の標準処理期間は、3条許可に関しては申請書の受理から25日、農地転用許可に関してはネットワーク機構の千葉県農業会議への諮問案件となる場合も含めて申請書の受理から45日としております。

続いて、6の3では農地所有適格法人からの報告への対応を記入しています。四つの法人が対象となります。ファームジャパンは催告中ですが、その他3法人は法令に基づく報告書の提出がすべて督促後に行われました。

6の4では情報の提供等を記入しています。農地の賃借料情報と権利移動等の情報の提供、農地台帳の整備状況について記入しています。

次の7は地域農業者等からの主な要望、意見及び対象内容です。特段の意見募集を行う方法ではありませんが、日ごろの活動の中で寄せられた意見等があればその内容と対処内容を記載するものです。特に寄せられていないと思われるので、特になしとして記入しています。

最後に、8では総会後の議事録の公表について、ホームページで公表していること、農地等利用最適化推進施策の改善については意見提出がなかったこと、活動計画の点検・評価にはホームページに公表しているものとして記入しています。今回は総会で決定され次第速やかにホームページにアップするとともに、県を通して農水省に報告することになります。

次に「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」です。

資料の1の2をご覧ください。1の農業委員会の状況は29年度末時点の状況です。

1の1では先ほどの29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の数値と違う箇所もあります。耕地面積は農水省の耕地及び作付面積統計の数値が1,240ヘクタールとなっています。遊休農地面積は29年度の実績を差し引いた数値になっています。農地台帳面積は29年度末時点の台帳面積を記入しています。

1の2では29年度は既に新体制移行が完了していますので、新体制のみの記入としています。

次に、2の担い手への農地の利用集積・集約化です。2の1では現状と課題を、2の2では目標と活動計画を記入しています。数値は農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、3の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。3の1では現状と課題を、3の2では目標と活動計画を記入しています。これも数値は農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、4の遊休農地に関する措置です。4の1では現状の課題を、4の2では目標と活動計画を記入しています。これは農政課とも調整しながら、農業委員会が決めた3年で1.5ヘクタール解消という最適化推進方針を基に堅実に0.5ヘクタールの解消を目標値としました。

最後に5の違反転用への適正な対応です。これも5の1では現状と課題を、5の2では活動計画を記入しています。数値は点検・評価後の残面積を基本としつつ、具体的な案件の確認と実践的な是正対応についてはパトロール等を行いながら協議して詰めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

最後に、本案件で平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定していただきましたら、6月中に千葉県を通して農水省に報告するとともにホームページで公表することになります。

なお、この件に関してホームページで公表しておく期間は施行規則の規定に従い、3年間となります。

以上でございます。

三須清一会長 これより議案第5号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第5号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を採決します。原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号は原案どおり決定することとしました。

以上で審議案件についてはすべて終了しました。

根本調査会長には自席に戻っていただきます。

(根本委員が席に戻ったことを確認)

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。議案書は 10 ページからとなります。報告は第 1 号から第 4 号までの 4 件です。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1 件受理しました。転用目的・事由は長屋住宅が 1 件です。

続いて、議案書 11 ページをご覧ください。

報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計 4 件受理しました。転用目的・事由は、整理番号 1 が駐車場、その他 3 件が住宅です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、議案書 13 ページをご覧ください。

報告第 3 号は「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」で、2 件受理したことを報告いたします。

次に、議案書 14 ページになります。

報告第 4 号は 5 月の総会の審議案件で「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」です。農地法第 5 条関係の 7 件を諮問したところ、平成 30 年 5 月 16 日に許可相当と議決され、回答がありました。

報告は以上です。

三須清一会長 報告第 1 号から第 4 号までで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これもちまして、我孫子市農業委員会平成 30 年第 6 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人